

平成20年第4回砂川市議会定例会

平成20年12月8日（月曜日）第1号

○議事日程

- 開会宣告
開議宣告
日程第1 会議録署名議員指名
議事日程報告
議長諸般報告
日程第2 会期の決定
日程第3 主要行政報告
日程第4 教育長行政報告
日程第5 20年3定 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第17号
20年3定 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第18号
20年3定 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定めることについて
議案第19号
20年3定 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を定めることについて
議案第20号
20年3定 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第21号
20年3定 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めることについて
議案第22号
日程第6 議案第3号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議案第4号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について
議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
議案第2号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査（全員）特別委員会]
散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
中江清美議員
飯澤明彦議員
議事日程報告
議長諸般報告
日程第2 会期の決定
自 12月8日 3日間
至 12月10日
日程第3 主要行政報告
日程第4 教育長行政報告
日程第5 20年3定 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を定めることについて
議案第17号
20年3定 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第18号
20年3定 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を定めることについて
議案第19号
20年3定 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を定めることについて
議案第20号
20年3定 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を定めることについて
議案第21号
20年3定 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を定めることについて
議案第22号
日程第6 議案第3号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
議案第4号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 7号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について
- 議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算
[予算審査（全員）特別委員会]

○出席議員（14名）

議長	北谷文夫	文裕吉	夫司章	君君君	副議長	東武飯	田澤	英圭明	男介彦	君君君
議員	増中一	清弘政	美昭己	君君君	議員	吉尾	浦崎	やす静	子夫	君君君
	土小		弘	君		辻	田	広	勲志	君
						沢				

○欠席議員（0名）

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市教育委員会委員長	柴田	奥山	山我	勝一	利昭彦
砂川市選挙管理委員会委員長		菅山	俊二		
砂川市農業委員会会長	奥山	俊二			
2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

砂川市副市長	小原	熊幸二	善岡	雅文
市立病院長				
兼会計管理者				
市民部長	井栗西	上井野	克久孝	也司行
経済部長				
建設部長	金	田小	芳侯	一憲
建設部技監				
市立病院事務局局長				
市立病院事務局審議監				
市立病院事務局技監				
総務課長	古	木	中	村
広報広聴課長				
3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	四反田	孝	敏	治
教育次長	森	下		
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局局長	中	出	利	明
---------	---	---	---	---
5. 砂川市選挙管理委員会事務局長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局次長	善岡	雅文		
--------------	----	----	--	--
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局次長	栗井	久司		
------------	----	----	--	--
7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事務局次長	長	角	丸	誠	一
事務係長	佐々木	純	加	茂	谷
議事係長	石川	早	人	苗	夫

○議長 北谷文夫君 開会前ですけれども、10月1日付で柴田良一氏が砂川市教育委員会委員長に就任され、今定例会から説明員として出席しておりますので、ご紹介をし、ごあいさつをいただきます。

(教育委員長挨拶)

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。ただいまから平成20年第4回砂川市議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 本日の会議を開きます。
本日の会議に欠席、遅参の届け出のあった方を事務局長に報告させます。
○議会事務局長 角丸誠一君 本日の会議に遅参と届け出のありました議員は、東英男議員であります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 北谷文夫君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、中江清美議員及び飯澤明彦議員を指名します。
本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 北谷文夫君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月10日までの3日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は3日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 菊谷勝利君 (登壇) おはようございます。平成20年第3回定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

まず、1ページの総務部の総務課の関係では、2点目の砂川市行政改革推進委員会の開催について、12月の3日、第1回推進委員会が開催をされ、平成21年度以降10年間における財政推計の報告及び今後における行財政改革についての審議をされたところであります。

次に、2ページの広報広聴課の関係では、2点目の「市長と“すながわ”を語ろう」について、9月の24日、地域交流センターゆうにおいて「施設見学会」の参加者24名とまちづくりに対する意見交換会を行ったところであります。

6点目の砂川町内会連合会との懇談会については、11月の18日、砂川市町内会連合会役員と理事者及び各部長との懇談会を開催し、市に対する要望について意見交換を行ったところであります。

7点目の市長の企業訪問について、10月の29日、市内6カ所の社会福祉施設を訪問し、高齢者や障害者を取り巻く情勢や施設の状況、まちづくりに向けた提言などを伺いをしたところであります。

3ページの8点目の砂川市政功労表彰については、11月3日、地域交流センターゆうにおいて市政功労者3名、貢献者2名の表彰及び永住功労者105名、高額寄附者5名に対する感謝状の贈呈を行ったところであります。

10点目の移住定住促進事業の取り組みについて、11月の1日、大阪において開催された「北海道暮らし・フェアin大阪」に参加し、「市町村プレゼント・PRタイム」及び「市町村相談コーナー」において砂川市への移住をPRするとともに、15組の移住相談を受けたところであります。

11点目の砂川市第6期総合計画の策定に向けた取り組みについて、11月の27日、砂川市第6期総合計画の策定に向けて職員に対する策定方針説明会を開催するとともに、第5期総合計画における施設レベルでの成果や課題等を検証するため、施策評価を実施することとしたところであります。

次に、5ページの市民部市民生活課の関係では、6点目の交通安全運動の推進について、(2)に主な啓発運動を記載してございますけれども、9月の24日、市役所部課長55名による旗波街頭啓発を行ったところであります。

次に、7ページの社会福祉課の関係では、1点目のどさんこ・子育て特典制度の実施について、12月1日、子育て中の家庭を支援するため、買い物の割引等の特典が受けられるよう、北海道と市が協働して子育て家庭を支援する「どさんこ・子育て特典制度」を開始いたしました。対象世帯は、小学生の子どもがいる世帯であり、お買い物の際に「どさんこカードのポイントが2倍になるなどの特典がございます。

次に、10ページの経済部商工労働課観光課の関係では、7点目のすながわスイートロード事業について、(2)の道新ぶんぶんクラブ、スイートロードツアーでは、6月25日より10月16日までの期間中、札幌、千歳、恵庭、旭川などから13回のバスツアーが実施され、参加者はすながわスイートロード協議会の案内で市内を回り、ショッピングなどを楽しんだところであります。

11ページの8点目の砂川市中心市街地活性化協議会について、11月10日、協議会が開催され、回遊策検討委員会の活動状況報告の後、中小企業基盤整備機構による「中心市街地商業活性化・診断サポート事業」を活用することが確認をされ、その後砂川市中心市街地活性化基本計画の数値目標達成状況の経過報告を行ったところであります。

次に、11ページの建設部建築住宅課の関係では、1点目の工事の発注状況について、南吉野団地建設関係では、(3)の進捗状況に記載のとおり、発注率は100%、進捗率は70.7%となっているところであります。

以上申し上げます、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 北谷文夫君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 四反田孝治君 (登壇) おはようございます。前定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告を申し上げます。

初めに、学務課所管であります。1点目の豊沼小学校公開研究会の開催について申し上げます。学校課題の解決と生徒への指導力の向上を目指して行われる公開研究会を11月14日開催したところであります。研究主題を『生き生きと学び、自らの思いを持ち、豊に表現できる子供の育成』とし、副題を『「国語科」を窓口とした「表現力」の育成を目指して』としたこの研究会には管内から約170名の教師、関係者が参加し、公開授業と分科会で熱心な研究・討議が行われたところであります。

2点目の全国学力・学習状況調査の結果について申し上げます。今年4月22日実施された全国学力・学習状況調査の結果につきましては、個々の学校の序列化や過度の競争が生じないよう分析し、11月6日以降教育委員会、校長会等に公表したところであります。この分析結果につきましては、各学校ごとの分析結果とあわせて今後の指導工夫・改善に活用することとしたところであります。

次に、2ページ、社会教育課所管について申し上げます。1点目の砂川市無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定について申し上げます。9月17日、第2回砂川市文化財保護審査会において「街頭もちつき」について審議がなされ、砂川市無形民俗文化財の指定及び保持団体の認定について可とする答申を受けたところであります。このことにより、教育委員会は砂川市無形民俗文化財に「街頭もちつき」を指定し、「砂川もちつき保存会」を保持団体に認定し、9月25日付告示を行うとともに、10月1日号の広報すながわで市民周知を図ったところであります。

なお、指定書及び認定書につきましては、10月11日開催の街頭もちつき110周年記念式典において伝達をしたところであります。

次に、3ページ、公民館所管について申し上げます。3点目、市民文化祭につきましては、芸能発表は10月26日、地域交流センター「ゆう」を会場に、文芸展示部門は11月1日から11月3日までの3日間公民館を会場に開催し、参加状況は芸能部門28団体・350名、文芸展示部門39団体・379名となったところであります。

次に、4ページ、交流センター交流推進課所管について申し上げます。地域交流センターゆうの利用状況につきましては、今年4月から11月まで1,762件、5万7,551名の利用となっており、昨年との比較で158件の増、4,207名の増となっているところであります。

以上申し上げます、教育行政報告とさせていただきます。

◎日程第5 20年3定議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定

- 20年3定議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるとについて
- 20年3定議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めるとについて
- 20年3定議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めるとについて
- 20年3定議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるとについて
- 20年3定議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めるとについて

○議長 北谷文夫君 日程第5、20年第3回定例会議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めるとについて、議案第18号 平成19年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるとについて、議案第19号 平成19年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めるとについて、議案第20号 平成19年度砂川市老人医療事業特別会計決算の認定を求めるとについて、議案第21号 平成19年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めるとについて、議案第22号 平成19年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めるとについて、の6件を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長 土田政己君 おはようございます。平成20年第3回定例市議会において決算審査特別委員会に付託された議案第17号から議案第22号までの平成19年度一般会計、特別会計並びに事業会計の決算について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

9月11日に委員会を開催し、委員長に私土田、副委員長に飯澤明彦委員が選出され、11月4日、5日の両日委員会を開催し、付託されました6会計の決算について慎重に審査し、議案第17号、一般会計決算は起立により、議案第18号から第22号までは簡易による採決の結果、各会計いずれも原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより決算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで決算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

これより20年第3回定例会議案第17号の討論に入ります。

発言者の挙手を求めます。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手された方の中で、原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手を願います。

〔挙手する者あり〕

中江清美議員。

○中江清美議員 (登壇) 議案第17号 平成19年度一般会計決算を認定することに反対の立場で討論します。平成19年度の決算は、砂川小学校の水道配管の改修工事などの教育現場の環境整備や南吉野団地の建設事業など住民のための事業もあります。しかし、本決算には国民の批判が大きい後期高齢者医療制度の創設のための経費が支出されています。後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で強制的に加入させられ、高齢者の負担をふやし、受けられる医療内容も制限されるというお年寄りいじめの制度です。また、医療現場の全国の医師会からも反対の声明が出されています。老後の不安を余儀なくするこの制度は廃止すべきということを申し上げて、反対の1点目の理由とします。

2点目は、南1丁目線通路、南1丁目線通り街路工事の委託料ですが、総括質疑のときに理事者は将来的に無駄になるものではないと答弁していますが、砂川市の厳しい財政状況の中で優先して実施すべき事業だったのか疑問です。砂川市の東西を結ぶ道路は、北9丁目に道道文珠一砂川線、南5丁目には道道声別一砂川線があります。南1丁目線通りは、過去何度も改修、改善されています。国の財政縮減により、砂川市として市民生活に直結する事業を削減している状況です。後期高齢者医療制度というお年寄りいじめの制度です。景気が回復し、財政的に余裕が見通すことができるときに再考してもよい事業だったと考えます。

よって、本決算は認定しがたく、反対いたします。

○議長 北谷文夫君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員 (登壇) 議案第17号 平成19年度砂川市一般会計決算の認定を求めるとについて、賛成の立場で討論を申し上げます。

平成19年度一般会計は、国が進めた三位一体改革の継続のもと、国から地方への税源移譲の明確化が進み、所得税から住民税への移譲が行われ、その中、国の交付税財源がピーク時の21兆円から15兆円へと4分の3になっております。今後のますます進む地方分権への対応に向け、しっかりと財政規律の確立が求められているところでもあります。しかし、景気の回復が見込めない中、引き続き地方交付税の減少や所得譲与税の削減など、財源の確保は自治体財政にとって非常に厳しいものであったと思います。このような状況の中、職員採用の抑制や内部事務経費の見直し、また今後の公債費の抑制対策として市債借り入れの抑制や19年度から実施された公的資金補償金免除の繰上償還などを行い、着実に市債残高を減らすなど、将来に向けて安定的な財政運営を目指しているものであります。政策面においては、だれもが住んでよかつたふるさと砂川づくりを目指し、第5期総合計画の重点課題とした市立病院改築の促進、また病院を核としたまちなか活性化の推進を進めるため、中心市街地活性化基本計画の策定や補助事業を活用した旧市民会館、福寿園等の解体事業を実施するなど、その実現に向け着々と進めているところであります。さらに、少子化社会への対応を図るためさくら保育園や子育て支援センターの整備、生活環境の改善を目指しての南吉野団地へ建てかえ工事への着手、農業振興策として農地・水・環境保全活動事業を実施するなど真に必要な分野に政策を施し、市民の暮らし向上に努めているところであります。このような厳しい財政状況においても経費の節減に努め、本市の将来を目指す都市像、安らぎと活力に満ちたまちづくりに向け予算に最大限の努力をしていただくことを高く評価し、平成19年度一般会計決算については承認すべきものと考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成の討論を終わります。

○議長 北谷文夫君 これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

続いて、20年第3回定例会議案第18号から第22号までの討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより、議案第18号から第22号までを一括採決します。
本案は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
ご異議なしと認め、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

- ◎日程第6 議案第3号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 議案第4号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第6号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第7号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第8号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について
- 議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算
- 議案第2号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第6、議案第3号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議案第4号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市高齢者等安心住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 砂川市永く住まいる（住宅改修）助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について、議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算の11件を一括議題とします。各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。
○総務部長 善岡雅文君（登壇） それでは、私のほうから議案第3号、第4号、第11号についてご説明を申し上げます。

まず、議案第3号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。制定の理由は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条第1項の規定に基づく基本計画が同条第5項の同意を受けたことに伴い、同法第20条に規定する固定資産税の課税免除を行うことに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律は、平成19年5月11日に公布され、この法律の適用を受けるためには地域産業活性化基本計画の策定をしなければなりません。また、その後経済産業大臣の同意が必要となるものでございまして、この経済産業大臣の同意につきましては道央中空知地域の基本計画、10市11町でございまして、この同意は平成20年9月2日であります。

2ページをお開きください。第1条は、本条例の制定の趣旨であります。この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の規定に基づき、法第5条第5項の同意を受けた基本計画画において定められた同法第5条第2項第2号の集積区域内における、地方税法第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除を行うことに関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、課税免除の定めであります。第2条第1項は、免除対象の業種、施設、取得金額の定めで、市長は、同意集積区域内において、同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に法第5条第2項第5号の規定に基づき指定集積業種に対し業種として定められた事業のための施設のうち省令第3条に規定する対象施設を取得した者に対し、当該対象施設に課する固定資産税について課税免除することができるものであります。

第2項は、免除期間の定めで、前項の規定による課税免除の期間は、当該対象施設に対して新たに課税することとなった年度から3年度とするものであります。

第3条は、適用除外の定めで、過疎地域自立促進特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例及び砂川市農村地域工業等導入促進のための固定資産税の免除に関する条例の適用を受けるものについては、この条例の規定は適用しないものであります。これは、過疎法及び農工法に係る固定資産税の課税免除のうち重複する業種があることにつき他の条例の規定による固定資産税の課税免除の適用を受ける対象施設については、本条例の適用を除外する規定であります。

第4条は、課税免除の申請の定めであり、第2条の規定による固定資産税の課税免除を受けようとする者は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、規則で定める申請書を市長に提出しなければならないものであります。

第5条は、課税免除の承継の定めであり、第5条第1項は、市長は、第2条の規定により課税免除を受けている者について事業の承継があった場合で、現に課税免除を受けている対象施設が引き続き特定事業の用に供されているときは、同条に規定する固定資産税の課税免除は、当該事業を承継した者に対して行うことができるものであります。第2項は、承継の届け出の定めで、前項の規定により事業を承継した者が引き続き課税免除を受けようとするときは、規則の定めるところにより、承継の事実を市長に届け出なければならない規定であります。

第6条は、課税免除の取り消しの定めであり、市長は、第2条の規定により固定資産税の課税免除を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができるものであり、1号として免除の対象となる者で第2条第1項に適合しなくなったと認めるとき、2号として虚偽の申請その他不正行為があったときであります。

第7条は、委任の定めで、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものであります。附則として、第1条は、施行期日で、この条例は、条例の公布の日から施行し、平成20年9月2日以降に取得し

対象施設について適用するものであります。

第2条は、この条例の失効で、この条例は、同意日から起算して5年を経過する日限り、その効力を失うものであります。

第3条は、経過措置で、この条例の失効の日において、条例第2条第1項の規定により課税免除の適用を受けている者の免除期間等及び新たに対象施設を取得している者に係る申請手続、免除期間等については、なお従前の例によるものとすものとであります。

5ページをお開きください。議案第3号の附属説明資料といたしまして、本条例制定に伴う条例施行規則であります。

第1条は、規則で定める趣旨であります。

第2条は、課税免除の申請の方法及び添付書類等の定めであります。

第3条は、課税免除の可否に対する決定書を通ずることの定めであります。

第4条は、事業承継に伴う届け出の定めであります。

第5条は、課税免除に対する取り消しをした場合の通知の定めであります。

第6条は、この規則の定め以外の事項については、市長が別に定めるとするものであります。

附則として、施行期日で、この規則は、公布の日から施行するものであります。

規則の失効で、同意日から起算して5年を経過する日限り、この効力を失うものであります。

経過措置で、規則の失効の日において、課税免除の適用を受けている者の免除期間等及び新たに対象施設を取得している者に係る定めであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、議案第4号でございます。砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定でございます。改正の理由は、郵便事業株式会社が所有する郵便差出し箱について砂川市道路占用料徴収条例に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

3ページをお開きいただきたいと存じます。附属説明資料、現行、別表、第2条関係、郵便差出し箱、年、1個、600円、これを1個、470円に改正するものでございます。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第11号 中空知広域市町村圏組合規約の変更についてご説明を申し上げます。変更の理由は、中空知広域市町村圏組合を構成する関係市町が財政再生団体となることを回避するための緊急避難的な措置として基金の処分の特例制度を創設するため、本規約を変更しようとするものでございます。

裏面をお開きいただきたく存じます。中空知広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約であります。内容の説明に当たっては、3ページ、議案第11号附属説明資料、中空知広域市町村圏組合規約新旧対照表でご説明を申し上げます。この表は、左側が現行、右側が変更後となっております。変更部分はアンダーラインで表示しております。

まず、規約第15条第2項につきましては、関係市町の基金に対する出資額を定めておりますが、現行の出資額を出資限度額に変更し、また出資額は条例で定めることとして、出資限度額内において処分または再出資する場合は規約変更を要さず条例の改正で対応し、その手続を迅速かつ円滑に進めようとするものであります。

次に、同条第4項につきましては、中空知広域市町村圏組合が解散する場合、現行では基金の処分に、処分は関係市町の出資比率によるものとしておりますが、基金処分を行った場合には出資比率と現に出資している額の割合が異なることとなるため、解散時には現に出資している額の割合で関係市町に帰属することとなるよう変更するものであります。

次に、基金の処分の特例として新たに第16条を設け、財政状況の悪化により財政再生団体となるおそれがある関係市町の財政再生団体となることを回避するために、当該関係市町が現に出資している額を上限として基金を処分することができるように定めるものであります。

また、同条第2項は、第1項により処分した基金は当該関係市町が再出資できることを定めるものであります。

次に、以上の変更に伴い別表につきましても出資額を出資限度額に、出資比率を出資限度比率に変更するものであります。

最後に、附則として、この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から議案第6号についてご説明を申し上げます。

議案第6号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。改正の理由であります。平成21年1月より創設される産科医療補償制度にあわせて産科医療補償制度の保険料の水準を踏まえ、被保険者の負担がふえぬよう出産育児一時金の引き上げを行うとともに、一部条文の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。ここで産科医療補償制度の概要についてご説明させていただきます。

補償の仕組みは、産科医療機関と妊婦との契約に基づいて通常の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となった方に補償金を支払うもので、産科医療機関は補償金の支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入するものであります。補償金額は、一時金600万円、20年間の分割金2,400万円、合計3,000万円であり、掛金である保険料は1分娩当たり3万円です。この産科医療補償制度が明年平成21年1月に創設されることにより、その医療機関が負担する保険料分の3万円が産産費用に上乗せされることが見込まれるため、被保険者の負担増とならないよう、産科医療補償制度加入の医療機関で出産する場合に産産育児一時金を3万円引き上げて支給額を38万円とするための改正であります。

それでは、3ページ、附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第8条は、出産育児一時金の規定であり、現行、第1号に、ただし、市長が健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとするを加えるものであり、第2項中、第9条を改正後は次条に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成21年1月1日から施行するものであり、経過措置として、この条例の施行の前日に出生した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） 私からは、議案第5号、第7号、第8号から第10号についてご説明いたします。

初めに、議案第5号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由は、建築基準法の一部が改正されたことによる建築確認申請の審査項目の増加等及び優良住宅認定事務に関する権限移譲に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

砂川市手数料条例の一部を改正する条例については、別表第2（第2条関係）を改正するものですが、内容につきましては3ページの附属説明資料、新旧対照表でご説明をいたします。表の左側が現行、右側が改正後であり、改正部分をアンダーラインで表示してあります。

（4）の項、優良住宅新築認定申請手数料については、土地の譲渡益について税制上の優遇措置を受ける場合の手続として優良住宅認定制度がありますが、当該認定事務にかかわる手数料を定めているものであります。平成21年

度より連結法人に関する認定事務が北海道から権限移譲されることから、これまでの個人または法人に対するものに加えて新たに連結法人に対する手数料徴収規定を設けるため、手数料徴収の根拠法令に連結法人にかかわるものを追加して定めるものであります。

なお、現行の根拠法令第31条の2第2項第11号二、または第62条の3第4項第11号二を改正後、第31条の2第2項第16号二、第62条の3第4項第16号二に改めることについては、租税特別措置法の改正により引用条項が移動したことによるものであります。

(17)の項及び(18)の項の改正については、耐震偽装事件の再発防止のため、建築確認等の厳格化を柱とする建築基準法の改正が平成19年6月に行われ、建築確認申請の審査項目等が増加したことによる手数料の額の見直しと建築物または工作物に関する計画通知にかかわる手数料を新たに徴収しようとする改正であります。計画通知にかかわる手数料の徴収については、これまで民間申請者である確認申請は手数料を徴収し、国の機関や北海道などが申請者である計画通知については無料としておりましたが、建築基準法の改正に伴い新たに審査方法の指針が告示されたことにより、計画通知についても民間建築物と同様な設計図書の審査が必要となったことから、手数料を徴収しようとするものであります。このため、(17)の項及び(18)の項の手数料徴収事項に計画通知手数料を、(17)の項の手数料徴収事項の根拠法令に第18条第2項を加える改正を行うものであります。(17)の項及び(18)の項の手数料の額の改定は、建築基準法の改正による審査項目等の増加に伴うものであり、北海道は本年の7月に手数料の額を改定しておりますが、本市においても他市と同様に北海道に準じた額とするため、改正後の欄に記載の額に改定しようとするものであります。改定率は、平均で41.1%の増額改定となるものであります。

なお、確認申請手数料、計画通知手数料は同額で定めようとするものであります。(19)の項及び(20)の項は、計画通知に関する建築物または工作物の完了通知手数料を新たに徴収するため、手数料徴収事項として完了通知手数料を、(19)の項の手数料徴収事項の根拠法令に建築基準法第18条第14項を加える改正を行うものであります。

なお、完了通知手数料の額は、完了申請手数料の額と同額で定めるものですが、手数料の額については今回の法改正による直接的な影響がなく、額の見直しは行わないこととしております。

(27)の項の構造計算適合性判定手数料については、今回の建築基準法の改正により高度な構造計算を行う大規模な建築物については第三者機関による構造審査が義務づけられたところであり、本市が確認審査を行う建築物については、構造計算適合性判定は義務づけられておりませんが、設計者等の構造設計の考え方により大規模建築物と同様な高度な構造計算を行った確認申請が提出された場合は、これにこたえなければならぬため、そうした事例が発生した場合に備えて構造計算適合性判定機関に納付する額を手数料として定めるものであります。

また、構造計算適合性判定手数料を(27)の項として加えるため、(27)の項を(28)の項に、(28)の項を(29)の項にそれぞれ改めるものであります。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第7号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由は、道路法施行令の一部が改正され、道路占用料の額が見直されたことに伴い、国道に準じた占用料の額に改定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、5ページの附属説明資料、新旧対照表でご説明いたします。表の左側が現行、右側が改正後であり、改正部分はアンダーラインで表示してあります。現行の道路占用料の額は、平成6年の地価水準をもとに国道、道に準じて定めておりますが、近年の地価下落の動向を反映するため道路法施行令が改正され、本年4月から国道の道路占用料の額を約40%減額する見直しが行われたところであり、あわせて地下埋設管の関係区分を6区分から9区分に細分化する見直しが行われたため、改正後の欄に記載のとおり、国道に準じた見直しを行おうとするものであります。

附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第8号のこの説明の前に、議案第9号、議案第10号を含めハートフル住まいる助成条例が平成21年3月31日で失効することから、有効期限を延長することについて前段ご説明申し上げます。このハートフル住まいる助成条例は、平成17年度から平成26年度までを計画期間として策定した砂川市住宅マスタープランにおける重点プロジェクトである高齢者安心プロジェクト、まちなか居住推進プロジェクト、地域元氣プロジェクトを推進する施策として平成18年度から3つの条例と制度化し、住宅改修、住宅建設及び住宅購入に対する助成を実施してまいりましたが、まちなか居住の誘導、良質な住宅ストックの形成と定住促進等の重点プロジェクトの推進は現在においても住宅施策の大きな課題となっており、引き続き助成の継続が必要であることから、有効期限を平成24年3月31日までの3年間延長しようとするものであります。

それでは、各条例についてご説明申し上げます。初めに、議案第8号 砂川市高齢者等安心住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由は、本制度の期間延長を行うことにより、高齢者等の安心で安全な住まいの実現に資するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

砂川市高齢者等安心住まいる(住宅改修)助成条例については、3ページの附属説明資料でご説明いたします。表の左が現行、右が改正後であり、改正部分をアンダーラインで表示してあります。

附則第2項中、平成21年3月31日を平成24年3月31日に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第9号 砂川市永く住まいる(住宅改修)助成条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由は、本制度の期間延長を行うことにより、市民が安心して住み続けられる住まいづくりと居住環境の向上に資するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

3ページの附属説明資料、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。表の左が現行、右が改正後であり、改正部分はアンダーラインで表示してあります。

附則第2項中、平成21年3月31日を平成24年3月31日に改めるものであります。附則として、この条例

は、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 砂川市まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由は、本制度の期間延長とまちなか居住区域を拡大することにより、定住促進とまちなか居住の誘導を図り、本市の活力に満ちた持続的な発展に資するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

砂川市まちなか住まいる等(住宅建設又は購入)促進条例の一部を改正する条例については、3ページの附属説明資料ナンバー1、新旧対照表でご説明いたします。表の左が現行、右が改正後であり、改正部分はアンダーラインで表示してあります。

附則第2項中、平成21年3月31日を平成24年3月31日に改めるものであります。

別表、第2条関係、まちなか居住区域の改正につきましては、5ページの附属説明資料ナンバー2、まちなか居住区域図でご説明いたします。現行の助成率を3%としているまちなか居住区域は、点線で囲まれた部分の83ヘクタールですが、改正後はこのまちなか居住区域を実線で囲まれた部分で中心市街地活性化基本計画の中心市街地

区域である202ヘクタールに拡大するものであります。中心市街地活性化基本計画との整合を図り、中心市街地の活性化に資するまちなか居住を推進しようとするものであります。

3ページにお戻りいただきたいと存じます。附則第1項は、施行期日であり、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、改正後の新たに拡大されるまちなか居住区域において助成金の対象となる住宅は、平成21年4月1日以後に新築住宅の請負契約、または建て売り住宅、もしくは中古住宅の売買契約を締結し、または着工するものから適用するものとする規定であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を再開します。
休憩前に引き続いて理事者の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 善岡雅文君（登壇） 平成20年度砂川市一般会計補正予算、議案第1号 平成20年度砂川市一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、第4号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,491万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ109億7,569万2,000円とするものであります。

第2条は、地方債の補正であります。4ページ、第2表、地方債補正に記載のとおり、過疎対策事業債について2,070万円の減額補正を行い、地方債の補正後限度額の総額を10億310万円とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたします。説明の欄の頭に二重丸を付してあるのは新規事業で、一つ丸は継続事業であります。また、アンダーラインを付してあるのは細節の新規事業であります。

初めに、16ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で一つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金3億7,955万6,000円の補正は、財源調整により財政調整基金に積み立てるものであります。

10目市民生活推進費で一つ丸、焼山線バス運行に要する経費235万円は、平成19年10月から平成20年9月までの1年間の収支不足額から国庫補助金を差し引いた赤字補てん対象額700万4,000円について砂川市と歌志内市で負担するもので、砂川市の負担率37.3%、235万円を補正するものであります。同じく二重丸、花月砂川線バス運行に要する経費159万2,000円は、平成19年10月から平成20年9月までの収支不足額861万2,000円を砂川市、滝川市、新十津川町、浦臼町で負担するもので、砂川市負担率18.48%、159万2,000円を補正するものであります。

11目情報化推進費で一つ丸、情報化推進に要する経費131万8,000円の減額補正は、平成15年に導入された国、地方公共団体を相互に接続するL G W A Nの設備の更新に係る経費で、当初備品購入費で予算措置をしておりましたが、道内各自治体が一斉に更新時期を迎え、北海道電子自治体共同運営協議会が窓口となり、共同化が図られたことから、備品購入費を減額するとともに、L G W A Nと地方公共団体庁内L A Nを接続するためのネットワーク設備構築委託料に組み替えるものであります。

12目電算管理費で一つ丸、電算管理に要する経費1,315万2,000円の補正は、平成21年10月から開始される住民税の年金からの特別徴収に対応するため、住民税システムのプログラム変更に係る経費であります。

2項1目徴収費で一つ丸、市税の賦課事務に要する経費の地方税電子化協議会負担金16万9,000円の補正は、住民税の年金からの特別徴収の手続として各市町村は平成21年1月より社会保険庁等から公的年金支払い報告書のデータを受理することとなりますが、各市町村からのデータを一本化して社会保険庁等へ送る、または社会保険庁等のデータを全国の市町村に振り分ける作業を地方税電子化協議会を経由して行うことから、これに係る事務運営分及びL G W A N文書交換システム利用分に係る負担金であります。

次に、18ページ、3款民生費、1項1目社会福祉総務費で一つ丸、社会福祉対策に要する経費の福祉灯油助成費1,120万円及びその他経費10万1,000円の補正は、昨年に引き続き低所得者世帯に対して灯油購入費の一部を助成するもので、単価につきましては11月現在の灯油単価をもとに20年度に限り道の補助額が拡大されたことや昨年の全道の支給実績の平均が7,000円であったことから、価格の変動が激しく、結果的には12月現在の単価が昨年より大きく落ちてしまいましたが、1世帯当たり7,000円と決定したものであります。その他の経費は、これに係る助成券印刷代及び広報紙折り込み手数料であります。

20ページ、8款土木費、5項1目市営住宅管理費で一つ丸、市営住宅の管理に要する経費44万7,000円の補正は、公営住宅法施行令、住宅地区改良法施行令の改正に伴い、平成21年4月から家賃算定基準が変更となることから、公営住宅システムのプログラム変更に関する経費であります。

次に、22ページ、9款消防費、1項1目消防費で一つ丸、砂川地区広域消防組合負担金2,473万4,000円の減額補正は、附属説明資料13ページに記載のとおり、災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入について補助申請要件として予算措置されていることが条件でありましたが、補助採択されなかったことから、減額するものであります。

次に、24ページ、10款教育費、2項及び3項の1目学校管理費で一つ丸、学校の管理に要する経費の砂川小学校、空知太小学校暖房機改修工事939万8,000円及び石山中学校暖房機改修工事費300万3,000円の補正は、学校のF F暖房機について耐用年数を大きく経過し、補修部品の供給も終結していることから、使用頻度の高い教室等の暖房機53台について更新を行うものであります。なお、この財源は、人口、面積、財政力等に応じて算定される地域活性化緊急安心実現総合対策交付金1,118万2,000円を充当するものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明いたします。

14款国庫支出金1,118万2,000円の補正は、第1次緊急経済対策の中の地域活性化緊急安心実現総合対策交付金であります。

15款道支出金560万円の補正は、2分の1補助である道の福祉灯油特別対策補助金であります。

16款財産収入3億9,883万4,000円の補正は、市立病院建設用地の砂川市から市立病院への財産の所管がえによる土地売却収入であります。市立病院は、公営企業法の適用を受ける企業であり、病院事業は特別会計で行うこととされ、その会計、資産等について一般会計と明確に区分されなければなりません。今般市立病院の建設が始まったことから、国の方針もあり、会計上用地売却として管理主体が病院会計であることを明らかにするものであります。

21款市債2,070万円の減額補正は、消防ポンプ自動車整備事業が補助採択されなかったことによる減額であります。

26ページには地方債の現在高見込みに関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第2号 平成20年度砂川市病院事業会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

初めに、1ページの第2条は、予算第4条で定めた資本的支出を補正するもので、第4条、本文括弧書き中「不足する額4億7,583万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金4億7,583万3,000円」を「不足する額8億7,466万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金8億7,466万7,000円」に改め、資本的支出で3億9,883万4,000円増額し、16億5,750万5,000円とするものであります。

2ページをお開きいただきたいと存じます。資本的支出で1項建設改良費3億9,883万4,000円の追加は、2目資産購入費に土地購入費として増額補正するものであります。

なお、市立病院建設用地につきましては、現在市の一般会計で所管しておりますが、管理主体を明確にする必要から、用地を買収し、病院事業会計財産の所管がえを行うものであり、その土地購入費として追加するものであります。

4ページ以降は、関連資料でありますので、ご高覧いただきまして、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 北谷文夫君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第3号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第3号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第4号から第11号までの一括総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） それでは、総括質疑をさせていただきたいと思っておりますけれども、一括なので、私は議案第6号、7号、それから8号、9号、10号と、以上の総括質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、議案第6号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、これについて今回の提案説明によりますと産科医療の補償制度によりその負担分として3万円を上限に上乗せをして支給するという定めをするものでありますけれども、過去の実績からこの出産育児一時金の35万円、これに3万円を乗じて支給されるであろうその件数をどの程度と試算されているのかをお伺いしたいと思います。

2点目の質疑は、対象者に対する制度の改正の内容、これからの周知の手法をどのように考えておられるのかお伺いしたいのと同時に、医療機関等との、またその関係機関、これとどのように連携をしていくのかということをお伺いしたいと思っております。

議案第6号の最後でありますけれども、制度改正により3万円を乗じるということなっておりますけれども、この3万円を乗じるということが決してこれは悪いことではなくて、むしろいいことなっておりますけれども、ここでちょっと確認しておきたいのは、この3万円を乗じることによってそのことが国保会計に及ぼす影響というのがどのようなものがあるのかということ、どんなようなことになっていくのかということとちょっとお伺いしておきたいと思っております。

続いて、議案第7号であります。砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、この占用料を引き下げたに至った経過というのは、先ほど提案説明のほうでありました国道の占用料等々に合わせたいのだという内容のことだと思っておりますので、その辺はわかったのでありますけれども、この条例で各種道路占用料というのが事細かく決まっているわけですが、その徴収実績というのがどの程度になっているのかをお伺いしたいと思います。

続きまして、議案第8号、9号、10号なのですけれども、これちょっと同じ内容の一部なるものですから、まとめていただきますが、事業として、砂川市ハートフル住まいする事業全般としてお答えいただいても結構なのですけれども、3年前にこの本条例が制定されたわけでありまして、それ以来の実績、また地域経済に対する波及効果というものは私としてはかなりなものがあるのではないかなということとこの間事あることにお話ししてきたわけでありまして、そういった検証を市としてどのように把握されておられるのかということをお伺いしたいと思います。

続いて、議案第10号の部分になりますのでありますけれども、このまちなか居住区域というのがこれまでは極めて狭い範囲で行われてきたといいますか、その部分でまちなか居住という区域を定められていたわけでありまして、今回結構な広範囲に拡大されたということはないかというふうに思っているのですけれども、その拡大に至ったその経緯といいますか、その考え方、これをお伺いしたいなというふうに思っています。

あと、この3年間の期限つきで始まったこの本条例でありまして、期間を延長するといったことの経過につきまして先ほど部長のほうから提案説明の中で触れられていたのですけれども、もうちょっと詳しくご説明していただけるのであれば、この際お伺いしておきたいなというふうに思います。

以上の議案について総括質疑を1回目とさせていただきます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 私から、議案第6号の砂川市国民健康保険条例の一部改正で3点ご質問がございましたので、それぞれご答弁をさせていただきます。

1点目の支給件数の見込みにつきましては、産科医療補償制度に加入を予定している医療機関は12月2日現在全国で約98%、北海道では砂川市立病院を含む100%が加入する見通しのため、国保加入者全員がこの制度を利用するものと考えております。したがって、出産育児一時金についてはすべて38万円の支給を予定しております。件数につきましては、明年1月から3月まで4件、平成21年度は15件を予定しております。

続きまして、2点目の周知方法及び医療機関等との連携につきましては、まず周知方法として、来年1月の広報すなわちに掲載するとともに、ホームページでも周知することとしております。また、医療機関等との連携につきましては、この産科医療補償制度は妊婦が出産予定の医療機関に登録をすることが必要となりますので、医療機関から妊婦へ詳細な説明がなされることとなります。さらに、出産予定の医療機関が変更になった場合にもその都度登録が必要となっております。砂川市国保の場合、ほとんどの妊婦が砂川市立病院で出産する状況でありますので、本制度の周知、運用につきましては市立病院と十分な連携を図りたいと考えております。

3点目の国保会計への影響につきましては、現行の出産育児一時金同様に3分の2が交付税措置されますので、3分の1である1件につき1万円が新たに国保会計の負担となることとなります。現在国保会計は、厳しい財政運営となっておりますが、国保加入者の負担がふえないよう、制度施行に合わせて平成21年1月から出産育児一時金を引き上げるものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君（登壇） まず、議案第7号 道路占用料徴収条例の関係で道路占用料の徴収実績のご質問でございますが、道路占用料の内訳は電柱、電話柱、電線、これが主なものとなっております。平成19年度の徴収実績で申し上げますと、徴収率100%でありまして、徴収額は約730万円となっております。

それから、ハートフル住まいする条例の関係で実績と地域経済への波及効果についての質問にお答えをいたします。まず、平成18年度の制度開始から平成20年10月末までの実績についてであります。高齢者等安心住まいする助成条例は交付件数が16件、交付額が226万3,000円、交付額に対する契約額が448万3,000円であります。永く住まいる助成条例は、交付件数が68件、交付額が1,134万1,000円、交付額に対する契約

り暖房用燃料のほか冬物衣料、除雪器具等の購入のために生活扶助の中に冬期加算が支給されています。この冬期加算の額は、1人世帯が月額1万9,970円で9万8,500円、2人世帯が月額3万4,990円で17万4,950円、3人世帯が月額5万1,000円で25万9,000円、4人世帯が月額7万8,000円で39万5,000円、5人世帯が月額10万5,000円で54万0,000円、6人世帯が月額13万2,000円で67万5,000円、7人世帯が月額15万9,000円で81万0,000円、8人世帯が月額18万6,000円で94万5,000円、9人世帯が月額21万3,000円で108万0,000円、10人世帯が月額24万0,000円で121万5,000円、11人世帯が月額26万7,000円で135万0,000円、12人世帯が月額29万4,000円で148万5,000円、13人世帯が月額32万1,000円で162万0,000円、14人世帯が月額34万8,000円で175万5,000円、15人世帯が月額37万5,000円で189万0,000円、16人世帯が月額40万2,000円で202万5,000円、17人世帯が月額42万9,000円で216万0,000円、18人世帯が月額45万6,000円で229万5,000円、19人世帯が月額48万3,000円で243万0,000円、20人世帯が月額51万0,000円で256万5,000円、21人世帯が月額53万7,000円で270万0,000円、22人世帯が月額56万4,000円で283万5,000円、23人世帯が月額59万1,000円で297万0,000円、24人世帯が月額61万8,000円で310万5,000円、25人世帯が月額64万5,000円で324万0,000円、26人世帯が月額67万2,000円で337万5,000円、27人世帯が月額69万9,000円で351万0,000円、28人世帯が月額72万6,000円で364万5,000円、29人世帯が月額75万3,000円で378万0,000円、30人世帯が月額78万0,000円で391万5,000円、31人世帯が月額80万7,000円で405万0,000円、32人世帯が月額83万4,000円で418万5,000円、33人世帯が月額86万1,000円で432万0,000円、34人世帯が月額88万8,000円で445万5,000円、35人世帯が月額91万5,000円で459万0,000円、36人世帯が月額94万2,000円で472万5,000円、37人世帯が月額96万9,000円で486万0,000円、38人世帯が月額99万6,000円で499万5,000円、39人世帯が月額102万3,000円で513万0,000円、40人世帯が月額105万0,000円で526万5,000円、41人世帯が月額107万7,000円で540万0,000円、42人世帯が月額110万4,000円で553万5,000円、43人世帯が月額113万1,000円で567万0,000円、44人世帯が月額115万8,000円で580万5,000円、45人世帯が月額118万5,000円で594万0,000円、46人世帯が月額121万2,000円で607万5,000円、47人世帯が月額123万9,000円で621万0,000円、48人世帯が月額126万6,000円で634万5,000円、49人世帯が月額129万3,000円で648万0,000円、50人世帯が月額132万0,000円で661万5,000円、51人世帯が月額134万7,000円で675万0,000円、52人世帯が月額137万4,000円で688万5,000円、53人世帯が月額140万1,000円で702万0,000円、54人世帯が月額142万8,000円で715万5,000円、55人世帯が月額145万5,000円で729万0,000円、56人世帯が月額148万2,000円で742万5,000円、57人世帯が月額150万9,000円で756万0,000円、58人世帯が月額153万6,000円で769万5,000円、59人世帯が月額156万3,000円で783万0,000円、60人世帯が月額159万0,000円で796万5,000円、61人世帯が月額161万7,000円で810万0,000円、62人世帯が月額164万4,000円で823万5,000円、63人世帯が月額167万1,000円で837万0,000円、64人世帯が月額169万8,000円で850万5,000円、65人世帯が月額172万5,000円で864万0,000円、66人世帯が月額175万2,000円で877万5,000円、67人世帯が月額177万9,000円で891万0,000円、68人世帯が月額180万6,000円で904万5,000円、69人世帯が月額183万3,000円で918万0,000円、70人世帯が月額186万0,000円で931万5,000円、71人世帯が月額188万7,000円で945万0,000円、72人世帯が月額191万4,000円で958万5,000円、73人世帯が月額194万1,000円で972万0,000円、74人世帯が月額196万8,000円で985万5,000円、75人世帯が月額199万5,000円で999万0,000円、76人世帯が月額202万2,000円で1,012万5,000円、77人世帯が月額204万9,000円で1,026万0,000円、78人世帯が月額207万6,000円で1,039万5,000円、79人世帯が月額210万3,000円で1,053万0,000円、80人世帯が月額213万0,000円で1,066万5,000円、81人世帯が月額215万7,000円で1,080万0,000円、82人世帯が月額218万4,000円で1,093万5,000円、83人世帯が月額221万1,000円で1,107万0,000円、84人世帯が月額223万8,000円で1,120万5,000円、85人世帯が月額226万5,000円で1,134万0,000円、86人世帯が月額229万2,000円で1,147万5,000円、87人世帯が月額231万9,000円で1,161万0,000円、88人世帯が月額234万6,000円で1,174万5,000円、89人世帯が月額237万3,000円で1,188万0,000円、90人世帯が月額240万0,000円で1,201万5,000円、91人世帯が月額242万7,000円で1,215万0,000円、92人世帯が月額245万4,000円で1,228万5,000円、93人世帯が月額248万1,000円で1,242万0,000円、94人世帯が月額250万8,000円で1,255万5,000円、95人世帯が月額253万5,000円で1,269万0,000円、96人世帯が月額256万2,000円で1,282万5,000円、97人世帯が月額258万9,000円で1,296万0,000円、98人世帯が月額261万6,000円で1,309万5,000円、99人世帯が月額264万3,000円で1,323万0,000円、100人世帯が月額267万0,000円で1,336万5,000円、101人世帯が月額269万7,000円で1,350万0,000円、102人世帯が月額272万4,000円で1,363万5,000円、103人世帯が月額275万1,000円で1,377万0,000円、104人世帯が月額277万8,000円で1,390万5,000円、105人世帯が月額280万5,000円で1,404万0,000円、106人世帯が月額283万2,000円で1,417万5,000円、107人世帯が月額285万9,000円で1,431万0,000円、108人世帯が月額288万6,000円で1,444万5,000円、109人世帯が月額291万3,000円で1,458万0,000円、110人世帯が月額294万0,000円で1,471万5,000円、111人世帯が月額296万7,000円で1,485万0,000円、112人世帯が月額299万4,000円で1,498万5,000円、113人世帯が月額302万1,000円で1,512万0,000円、114人世帯が月額304万8,000円で1,525万5,000円、115人世帯が月額307万5,000円で1,539万0,000円、116人世帯が月額310万2,000円で1,552万5,000円、117人世帯が月額312万9,000円で1,566万0,000円、118人世帯が月額315万6,000円で1,579万5,000円、119人世帯が月額318万3,000円で1,593万0,000円、120人世帯が月額321万0,000円で1,606万5,000円、121人世帯が月額323万7,000円で1,620万0,000円、122人世帯が月額326万4,000円で1,633万5,000円、123人世帯が月額329万1,000円で1,647万0,000円、124人世帯が月額331万8,000円で1,660万5,000円、125人世帯が月額334万5,000円で1,674万0,000円、126人世帯が月額337万2,000円で1,687万5,000円、127人世帯が月額339万9,000円で1,701万0,000円、128人世帯が月額342万6,000円で1,714万5,000円、129人世帯が月額345万3,000円で1,728万0,000円、130人世帯が月額348万0,000円で1,741万5,000円、131人世帯が月額350万7,000円で1,755万0,000円、132人世帯が月額353万4,000円で1,768万5,000円、133人世帯が月額356万1,000円で1,782万0,000円、134人世帯が月額358万8,000円で1,795万5,000円、135人世帯が月額361万5,000円で1,809万0,000円、136人世帯が月額364万2,000円で1,822万5,000円、137人世帯が月額366万9,000円で1,836万0,000円、138人世帯が月額369万6,000円で1,849万5,000円、139人世帯が月額372万3,000円で1,863万0,000円、140人世帯が月額375万0,000円で1,876万5,000円、141人世帯が月額377万7,000円で1,890万0,000円、142人世帯が月額380万4,000円で1,903万5,000円、143人世帯が月額383万1,000円で1,917万0,000円、144人世帯が月額385万8,000円で1,930万5,000円、145人世帯が月額388万5,000円で1,944万0,000円、146人世帯が月額391万2,000円で1,957万5,000円、147人世帯が月額393万9,000円で1,971万0,000円、148人世帯が月額396万6,000円で1,984万5,000円、149人世帯が月額399万3,000円で1,998万0,000円、150人世帯が月額402万0,000円で2,011万5,000円、151人世帯が月額404万7,000円で2,025万0,000円、152人世帯が月額407万4,000円で2,038万5,000円、153人世帯が月額410万1,000円で2,052万0,000円、154人世帯が月額412万8,000円で2,065万5,000円、155人世帯が月額415万5,000円で2,079万0,000円、156人世帯が月額418万2,000円で2,092万5,000円、157人世帯が月額420万9,000円で2,106万0,000円、158人世帯が月額423万6,000円で2,119万5,000円、159人世帯が月額426万3,000円で2,133万0,000円、160人世帯が月額429万0,000円で2,146万5,000円、161人世帯が月額431万7,000円で2,160万0,000円、162人世帯が月額434万4,000円で2,173万5,000円、163人世帯が月額437万1,000円で2,187万0,000円、164人世帯が月額439万8,000円で2,200万5,000円、165人世帯が月額442万5,000円で2,214万0,000円、166人世帯が月額445万2,000円で2,227万5,000円、167人世帯が月額447万9,000円で2,241万0,000円、168人世帯が月額450万6,000円で2,254万5,000円、169人世帯が月額453万3,000円で2,268万0,000円、170人世帯が月額456万0,000円で2,281万5,000円、171人世帯が月額458万7,000円で2,295万0,000円、172人世帯が月額461万4,000円で2,308万5,000円、173人世帯が月額464万1,000円で2,322万0,000円、174人世帯が月額466万8,000円で2,335万5,000円、175人世帯が月額469万5,000円で2,349万0,000円、176人世帯が月額472万2,000円で2,362万5,000円、177人世帯が月額474万9,000円で2,376万0,000円、178人世帯が月額477万6,000円で2,389万5,000円、179人世帯が月額480万3,000円で2,403万0,000円、180人世帯が月額483万0,000円で2,416万5,000円、181人世帯が月額485万7,000円で2,430万0,000円、182人世帯が月額488万4,000円で2,443万5,000円、183人世帯が月額491万1,000円で2,457万0,000円、184人世帯が月額493万8,000円で2,470万5,000円、185人世帯が月額496万5,000円で2,484万0,000円、186人世帯が月額499万2,000円で2,497万5,000円、187人世帯が月額501万9,000円で2,511万0,000円、188人世帯が月額504万6,000円で2,524万5,000円、189人世帯が月額507万3,000円で2,538万0,000円、190人世帯が月額510万0,000円で2,551万5,000円、191人世帯が月額512万7,000円で2,565万0,000円、192人世帯が月額515万4,000円で2,578万5,000円、193人世帯が月額518万1,000円で2,592万0,000円、194人世帯が月額520万8,000円で2,605万5,000円、195人世帯が月額523万5,000円で2,619万0,000円、196人世帯が月額526万2,000円で2,632万5,000円、197人世帯が月額528万9,000円で2,646万0,000円、198人世帯が月額531万6,000円で2,659万5,000円、199人世帯が月額534万3,000円で2,673万0,000円、200人世帯が月額537万0,000円で2,686万5,000円、201人世帯が月額539万7,000円で2,700万0,000円、202人世帯が月額542万4,000円で2,713万5,000円、203人世帯が月額545万1,000円で2,727万0,000円、204人世帯が月額547万8,000円で2,740万5,000円、205人世帯が月額550万5,000円で2,754万0,000円、206人世帯が月額553万2,000円で2,767万5,000円、207人世帯が月額555万9,000円で2,781万0,000円、208人世帯が月額558万6,000円で2,794万5,000円、209人世帯が月額561万3,000円で2,808万0,000円、210人世帯が月額564万0,000円で2,821万5,000円、211人世帯が月額566万7,000円で2,835万0,000円、212人世帯が月額569万4,000円で2,848万5,000円、213人世帯が月額572万1,000円で2,862万0,000円、214人世帯が月額574万8,000円で2,875万5,000円、215人世帯が月額577万5,000円で2,889万0,000円、216人世帯が月額580万2,000円で2,902万5,000円、217人世帯が月額582万9,000円で2,916万0,000円、218人世帯が月額585万6,000円で2,929万5,000円、219人世帯が月額588万3,000円で2,943万0,000円、220人世帯が月額591万0,000円で2,956万5,000円、221人世帯が月額593万7,000円で2,970万0,000円、222人世帯が月額596万4,000円で2,983万5,000円、223人世帯が月額599万1,000円で2,997万0,000円、224人世帯が月額601万8,000円で3,010万5,000円、225人世帯が月額604万5,000円で3,024万0,000円、226人世帯が月額607万2,000円で3,037万5,000円、227人世帯が月額609万9,000円で3,051万0,000円、228人世帯が月額612万6,000円で3,064万5,000円、229人世帯が月額615万3,000円で3,078万0,000円、230人世帯が月額618万0,000円で3,091万5,000円、231人世帯が月額620万7,000円で3,105万0,000円、232人世帯が月額623万4,000円で3,118万5,000円、233人世帯が月額626万1,000円で3,132万0,000円、234人世帯が月額628万8,000円で3,145万5,000円、235人世帯が月額631万5,000円で3,159万0,000円、236人世帯が月額634万2,000円で3,172万5,000円、237人世帯が月額636万9,000円で3,186万0,000円、238人世帯が月額639万6,000円で3,199万5,000円、239人世帯が月額642万3,000円で3,213万0,000円、240人世帯が月額645万0,000円で3,226万5,000円、241人世帯が月額647万7,000円で3,240万0,000円、242人世帯が月額650万4,000円で3,253万5,000円、243人世帯が月額653万1,000円で3,267万0,000円、244人世帯が月額655万8,000円で3,280万5,000円、245人世帯が月額658万5,000円で3,294万0,000円、246人世帯が月額661万2,000円で3,307万5,000円、247人世帯が月額663万9,000円で3,321万0,000円、248人世帯が月額666万6,000円で3,334万5,000円、249人世帯が月額669万3,000円で3,348万0,000円、250人世帯が月額672万0,000円で3,361万5,000円、251人世帯が月額674万7,000円で3,375万0,000円、252人世帯が月額677万4,000円で3,388万5,000円、253人世帯が月額680万1,000円で3,402万0,000円、254人世帯が月額682万8,000円で3,415万5,000円、255人世帯が月額685万5,000円で3,429万0,000円、256人世帯が月額688万2,000円で3,442万5,000円、257人世帯が月額690万9,000円で3,456万0,000円、258人世帯が月額693万6,000円で3,469万5,000円、259人世帯が月額696万3,000円で3,483万0,000円、260人世帯が月額699万0,000円で3,496万5,000円、261人世帯が月額701万7,000円で3,510万0,000円、262人世帯が月額704万4,000円で3,523万5,000円、263人世帯が月額707万1,000円で3,537万0,000円、264人世帯が月額709万8,000円で3,550万5,000円、265人世帯が月額712万5,000円で3,564万0,000円、266人世帯が月額715万2,000円で3,577万5,000円、267人世帯が月額717万9,000円で3,591万0,000円、268人世帯が月額720万6,000円で3,604万5,000円、269人世帯が月額723万3,000円で3,618万0,000円、270人世帯が月額726万0,000円で3,631万5,000円、271人世帯が月額728万7,000円で3,645万0,000円、272人世帯が月額731万4,000円で3,658万5,000円、273人世帯が月額734万1,000円で3,672万0,000円、274人世帯が月額736万8,000円で3,685万5,000円、275人世帯が月額739万5,000円で3,699万0,000円、276人世帯が月額742万2,000円で3,712万5,000円、277人世帯が月額744万9,000円で3,726万0,000円、278人世帯が月額747万6,000円で3,739万5,000円、279人世帯が月額750万3,000円で3,753万0,000円、280人世帯が月額753万0,000円で3,766万5,000円、281人世帯が月額755万7,000円で3,780万0,000円、282人世帯が月額758万4,000円で3,793万5,000円、283人世帯が月額761万1,000円で3,807万0,000円、284人世帯が月額763万8,000円で3,820万5,000円、285人世帯が月額766万5,000円で3,834万0,000円、286人世帯が月額769万2,000円で3,847万5,000円、287人世帯が月額771万9,000円で3,861万0,000円、288人世帯が月額774万6,000円で3,874万5,000円、289人世帯が月額777万3,000円で3,888万0,000円、290人世帯が月額780万0,000円で3,901万5,000円、291人世帯が月額782万7,000円で3,915万0,000円、292人世帯が月額785万4,000円で3,928万5,000円、293人世帯が月額788万1,000円で3,942万0,000円、294人世帯が月額790万8,000円で3,955万5,000円、295人世帯が月額793万5,000円で3,969万0,000円、296人世帯が月額796万2,000円で3,982万5,000円、297人世帯が月額799万9,000円で3,996万0,000円、298人世帯が月額802万6,000円で4,009万5,000円、299人世帯が月額805万3,000円で4,023万0,000円、300人世帯が月額808万0,000円で4,036万5,000円、301人世帯が月額810万7,000円で4,050万0,000円、302人世帯が月額813万4,000円で4,063万5,000円、303人世帯が月額816万1,000円で4,077万0,000円、304人世帯が月額818万8,000円で4,090万5,000円、305人世帯が月額821万5,000円で4,104万0,000円、306人世帯が月額824万2,000円で4,117万5,000円、307人世帯が月額826万9,000円で4,131万0,000円、308人世帯が月額829万6,000円で4,144万5,000円、309人世帯が月額832万3,000円で4,158万0,000円、310人世帯が月額835万0,000円で4,171万5,000円、311人世帯が月額837万7,000円で4,185万0,000円、312人世帯が月額840万4,000円で4,198万5,000円、313人世帯が月額843万1,000円で4,212万0,000円、314人世帯が月額845万8,000円で4,225万5,000円、315人世帯が月額848万5,000円で4,239万0,000円、316人世帯が月額851万2,000円で4,252万5,000円、317人世帯が月額853万9,000円で4,266万0,000円、318人世帯が月額856万6,000円で4,279万5,000円、319人世帯が月額859万3,000円で4,293万0,000円、320人世帯が月額862万0,000円で4,306万5,000円、321人世帯が月額864万7,000円で4,320万0,000円、322人世帯が月額867万4,000円で4,333万5,000円、323人世帯が月額870万1,000円で4,347万0,000円、324人世帯が月額872万8,000円で4,360万5,000円、325人世帯が月額875万5,000円で4,374万0,000円、326人世帯が月額878万2,000円で4,387万5,000円、327人世帯が月額880万9,000円で4,401万0,000円、328人世帯が月額883万6,000円で4,414万5,000円、329人世帯が月額886万3,000円で4,428万0,000円、330人世帯が月額889万0,000円で4,441万5,000円、331人世帯が月額891万7,000円で4,455万0,000円、332人世帯が月額894万4,000円で4,468万5,000円、333人世帯が月額897万1,000円で4,482万0,000円、334人世帯が月額899万8,000円で4,495万5,000円、335人世帯が月額902万5,000円で4,509万0,000円、336人世帯が月額905万2,000円で4,522万5,000円、337人世帯が月額907万9,000円で4,536万0,000円、338人世帯が月額910万6,000円で4,549万5,000円、339人世帯が月額913万3,000円で4,563万0,000円、340人世帯が月額916万0,000円で4,576万5,000円、341人世帯が月額918万7,000円で4,590万0,000円、342人世帯が月額921万4,000円で4,603万5,000円、343人世帯が月額924万1,000円で4,617万0,000円、344人世帯が月額926万8,000円で4,630万5,000円、345人世帯が月額929万5,000円で4,644万0,000円、346人世帯が月額932万2,000円で4,657万5,000円、347人世帯が月額934万9,000円で4,671万0,000円、348人世帯が月額937万6,000円で4,684万5,000円、349人世帯が月額940万3,000円で4,698万0,000円、350人世帯が月額943万0,000円で4,711万5,000円、351人世帯が月額945万7,000円で4,725万0,000円、352人世帯が月額948万4,000円で4,738万5,000円、353人世帯が月額951万1,000円で4,752万0,000円、354人世帯が月額953万8,000円で4,765万5,000円、355人世帯が月額956万5,000円で4,779万0,000円、356人世帯が月額959万2,000円で4,792万5,000円、357人世帯が月額961万9,000円で4,806万0,000円、358人世帯が月額964万6,000円で4,819万5,000円、359人世帯が月額967万3,000円で4,833万0,000円、360人世帯が月額970万0,000円で4,846万5,000円、361人世帯が月額972万7,000円で4,860万0,000円、362人世帯が月額975万4,000円で4,873万5,000円、363人世帯が月額978万1,000円で4,887万0,000円、364人世帯が月額980万8,000円で4,900万5,000円、365人世帯が月額983万5,000円で4,914万0,000円、366人世帯が月額986万2,000円で4,927万5,000円、367人世帯が月額989万9,000円で4,941万0,000円、368人世帯が月額992万6,000円で4,954万5,000円、369人世帯が月額995万3,000円で4,968万0,000円、370人世帯が月額998万0,000円で4,981万5,000円、371人世帯が月額1,000万7,000円で4,995万0,000円、372人世帯が月額1,003万4,000円で5,008万5,000円、373人世帯が月額1,006万1,000円で5,022万0,000円、374人世帯が月額1,008万8,000円で5,035万5,000円、375人世帯が月額1,011万5,000円で5,049万0,000円、376人世帯が月額1,014万2,000円で5,062万5,000円、377人世帯が月額1,017万9,000円で5,076万0,000円、378人世帯が月額1,020万6,000円で5,089万5,000円、379人世帯が月額1,023万3,000円で5,103万0,000円、380人世帯が月額1,026万0,000円で5,116万5,000円、381人世帯が月額1,028万7,000円で5,130万0,000円、382人世帯が月額1,031万4,000円で5,143万5,000円、383人世帯が月額1,034万1,000円で5,157万0,000円、384人世帯が月額1,036万8,000円で5,170万5,000円、385人世帯が月額1,039万5,000円で5,184万0,000円、386人世帯が月額1,042万2,000円で5,197万5,000円、387人世帯が月額1,045万9,000円で5,211万0,000円、388人世帯が月額1,048万6,000円で5,224万5,000円、389人世帯が月額1,051万3,000円で5,238万0,000円、390人世帯が月額1,054万0,000円で5,251万5,000円、391人世帯が月額1,056万7,000円で5,265万0,000円、392人世帯が月額1,059万4,000円で5,278万5,000円、393人世帯が月額1,062万1,000円で5,292万0,000円、394人世帯が月額1,064万8,000円で5,305万5,000円、395人世帯が月額1,067万5,000円で5,319万0,000円、396人世帯が月額1,070万2,000円で5,332万5,000円、397人世帯が月額1,073万9,000円で5,346万0,000円、398人世帯が月額1,076万6,000円で5,359万5,000円、399人世帯が月額1,079万3,000円で5,373万0,000円、400人世帯が月額1,082万0,000円で5,386万5,000円、401人世帯が月額1,084万7,000円で5,400万0,000円、402人世帯が月額1,087万4,000円で5,413万5,000円、403人世帯が月額1,090万1,000円で5,427万0,000円、404人世帯が月額1,092万8,000円で5,440万5,000円、405人世帯が月額1,095万5,000円で5,454万0,000円、406人世帯が月額1,098万2,000円で5,467万5,000円、407人世帯が月額1,101万9,000円で5,481万0,000円、408人世帯が月額1,104万6,000円で5,494万5,000円、409人世帯が月額1,107万3,000円で5,508万0,000円、410人世帯が月額1,110万0,000円で5,521万5,000円、411人世帯が月額1,112万7,000円で5,535万0,000円、412人世帯が月額1,115万4,000円で5,548万5,000円、413人世帯が月額1,118万1,000円で5,562万0,000円、414人世帯が月額1,120万8,000円で5,575万5,000円、415人世帯が月額1,123万5,000円で5,589万0,000円、416人世帯が月額1,126万2,000円で5,602万5,000円、417人世帯が月額1,129万9,000円で5,616万0,000円、418人世帯が月額1,132万6,000円で5,6

まえてよりいいような形で対象とされている方すべてがもらえるといいますか、支給されるような形でいろいろと奮闘させていただきたいなというふうに思って、終わります。

以上です。

○議長 北谷文夫君 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第1号及び第2号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております11議案は、全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して、会期中審査を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休会の件について

○議長 北谷文夫君 お諮りします。

予算審査特別委員会における審査が終了するまで本会議を休会することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、これで本会議を休会します。

◎散会宣告

○議長 北谷文夫君 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 2時47分